

岩手県告示第786号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸南沿岸船越漁港海岸船越地区海岸

2 指定区域

(1) 田の浜地区海岸

次の基点1から基点23までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点23と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度25分35秒65234、東経141度58分51秒02444

基点2 北緯39度25分32秒61939、東経141度58分56秒46088

基点3 北緯39度25分29秒92148、東経141度58分54秒63227

基点4 北緯39度25分16秒86638、東経141度59分00秒18938

基点5 北緯39度25分08秒64464、東経141度59分04秒53022

基点6 北緯39度25分01秒16711、東経141度59分06秒62665

基点7 北緯39度25分00秒81090、東経141度59分10秒10654

基点8 北緯39度25分03秒69626、東経141度59分11秒12057

基点9 北緯39度25分12秒42793、東経141度59分07秒62113

基点10 北緯39度25分13秒60879、東経141度59分07秒45293

基点11 北緯39度25分14秒05986、東経141度59分06秒06482

基点12 北緯39度25分14秒92317、東経141度59分04秒81690

基点13 北緯39度25分23秒49398、東経141度59分01秒80019

基点14 北緯39度25分25秒41349、東経141度58分59秒55056

基点15 北緯39度25分32秒93061、東経141度59分00秒24606

基点16 北緯39度25分34秒05977、東経141度59分01秒11742

基点17 北緯39度25分34秒43217、東経141度59分01秒03595

基点18 北緯39度25分35秒68448、東経141度58分59秒68538

基点19 北緯39度25分36秒46674、東経141度58分57秒84377

基点20 北緯39度25分38秒00869、東経141度58分55秒57955

基点21 北緯39度25分39秒38022、東経141度58分53秒36821

基点22 北緯39度25分39秒57587、東経141度58分52秒86799

基点23 北緯39度25分39秒38268、東経141度58分52秒56711

(2) 山の内地区海岸

次の基点1から基点16までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点16と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度25分36秒56952、東経141度58分34秒28314

基点2 北緯39度25分35秒31473、東経141度58分27秒26101

基点3 北緯39度25分35秒03545、東経141度58分26秒82625

基点4 北緯39度25分35秒21960、東経141度58分26秒02654

基点5 北緯39度25分36秒53637、東経141度58分25秒35354

基点6 北緯39度25分37秒29750、東経141度58分26秒11138

基点7 北緯39度25分37秒84189、東経141度58分26秒94226

基点8 北緯39度25分38秒21243、東経141度58分27秒66401

基点9 北緯39度25分38秒54981、東経141度58分28秒39050

基点10 北緯39度25分38秒82680、東経141度58分29秒07866

基点11 北緯39度25分39秒49612、東経141度58分28秒72644

基点12 北緯39度25分39秒65677、東経141度58分29秒16496

基点13 北緯39度25分39秒04154、東経141度58分29秒61014

基点14 北緯39度25分40秒20806、東経141度58分32秒45650

基点15 北緯39度25分39秒76279、東経141度58分32秒61515

基点16 北緯39度25分40秒05902、東経141度58分34秒34445

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターに備えておいて縦覧に供する。